

令和5年7月18日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 奈良県緑化土木協同組合
業者の住所 : 奈良県奈良市東紀寺町2-8-8
- 指名停止措置期間 : 令和5年7月18日から令和5年10月17日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

奈良県緑化土木協同組合は、①令和5年3月15日に淀川ダム統合管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法面对策工事」を落札したが、会社経営の悪化により廃業の方向であるため、令和5年3月20日に契約辞退届を提出した。また、②令和4年10月19日に奈良国道事務所発注の「大和御所道路小槻高架橋P71L下部他工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなったため、令和5年3月22日に履行不能届を提出した。このことが工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、令和5年4月11日に解除通知を行った。さらに、③令和4年8月30日に滋賀国道事務所発注の「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなったため、令和5年4月10日に履行不能届を提出した。このことが工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、令和5年4月25日に解除通知を行った。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である奈良県緑化土木協同組合が、落札決定後に契約辞退したこと及び履行不能届が提出され契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138